

博物館資料学の新たな可能性

－地域に眠る出土文化財の新たな活用システム構築に向けて－

幸 泉 満 夫

1. 問題の所在

本稿は、わが国各地に蓄積されてきた膨大な数量に及ぶ出土文化財資料¹⁾について、博物館学的視座から新たな活路を模索しようとするものである。

日本の埋蔵文化財（以下、埋文）行政は1980年代以降急速に拡大し、各地で考古学理論を基盤とした緊急発掘が重ねられてきた。その件数はピーク時の1996年度で11,738件にまで達し（埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会2008；以下、埋文委）、各自治体等が管轄する関連施設は現在約2,750箇所、その各々に膨大な数量の出土文化財と調査記録類が収蔵保管されるに至っている。

2011年度の文化庁集計によると、周知の現存遺跡数は全国で403,057件、出土文化財の総数は実に7,935,200箱²⁾以上に及ぶとされる（埋文委2013）。仮にコンテナ1箱あたり平均170点収納されていると仮定すると、驚くことにその数は13億5千万点にも達することになるのである。しかも、出土文化財は今年間約30万箱、すなわち数千万点単位で着実に増加を続けている。換言すれば、それだけ多くの公費が投入されてきたということにもなる³⁾。出土文化財の種類には地方差が認められるが、概ねその7割程度は陶磁器を含む土器類とされる。

「埋蔵（出土）文化財は捨てられない」。文化財保護法や各自治体条例等を紐解くまでもなく、無論のことである。しかしながら資料活用に向けたシステム

第1表 文化庁長官裁定「9年活用指針」および文化庁次長通知の要約

- (1) 博物館等の専業施設における展示活用の改善と充実
 - ① 発掘成果を地域に広く公開する
 - ② 発掘調査組織と博物館等との連絡・協力関係の強化
 - ③ 地方公共団体等関係機関との連携強化
 - ④ 博物館等における常設展示更新や積極的な速報展の実施
 - ⑤ 外国における展示・公開も有効
- (2) 学校教育における活用の充実
 - ① 学校教育における「生きた教材」としての積極的活用
 - ② 子ども達が直接見て触れながら地域の歴史や文化を学べる
 - ③ 専門職員による解説と二次資料の作成提供
- (3) 地域住民に対する活用の工夫
 - ① 身近な公共施設における展示
 - ② 地域行事への出品
 - ③ 発掘現地説明会における活用
 - ④ 開発済等、民間施設の活用
 - ⑤ 直接出土文化財に触れる機会を設ける
- (4) 研究活動における学術資料としての積極的利用支援
 - ① 歴史学・考古学の研究資料としての活用の可能性を有する
(学術の進歩・発展にとって有効)
 - ② 大学、研究機関等における研究活動等への活用の拡充
 - ③ 関係機関、団体等との恒常的な連携・連絡の方途を確保
 - ④ 地域内外の地方公共団体等が相互に連携、活用を図る
 - ⑤ 活用に伴う交換、譲与、貸出等

註) ただし上記基準「策定後もその妥当性・有効性については随時検討し、学術的な進歩・社会的認識の変化等に従って、最適なものとなるよう改善していくことが望ましい」(文化庁次長通知p3要約)。

は未だ確立されていない。前途は多難なのである。

文化庁は、既に20年近く前から埋文の積極的活用を都道府県教育委員会（以下、教委）に促してきた（文化庁長官1997・2013、文化庁次長1997、埋文委1995・1997・2001・2003・2007・2008他）。このうち特に重要な転機となった1997（平成9）年の文化庁長官裁定を、以下「9年活用指針」と仮称したい（第1表）。これまで各地で発掘、保管されてきた出土文化財は、わが国の精緻な考古学的技術基盤に支えられ蓄積されてきたものであり、地域の歴史と文化の態様を解明する一級資料として、今日なお得難い潜在価値を備えている。しかしながら現場では発掘、整理、報告書刊行以外での予算及び人材確保が依然困難な財政状況から、9年活用指針に対して多くの自治体、機関が自助努力的な

普及教育事業拡大の外に十分な方途を見出せないでいるのが実状である。第1表(1)～(4)に基づき今後積極的な利活用を推し進めるためには、従来型と評すべき考古学中心の議論にとどまらず、これからの進展が期待できる博物館資料学、博物館資料保存学、博物館教育学、博物館展示学等といった博物館諸学を基盤に加えた抜本的な再検討こそが、重要な鍵を握るとみてよいだろう。後節具体例を記す通り、各地で死蔵される出土文化財の利活用について、両者が真剣に向き合うべき時期が到来したといえるのである。既に2001年の文化審議会文化財分科会企画調査会(以下、文化審議会)提言⁴⁾からも明白なように、今後は博物館、ないし大学等教育機関を含む関連諸機関との幅広い連携支援体制の確立、あるいは有為の地域市民、大学、多方面の研究者やNPO等民間団体への一層の解放を視野に、中長期的視座から取り組むべき社会問題といえるのである。

ここでは本題に移る前に、わが国における埋文行政の歴史と今日に至る課題から整理していこう。

2. 埋蔵文化財行政の歴史と今日的課題

わが国では1960年代以降の急速な経済発展と、社会インフラ整備を基盤とした国土開発激化に追随して、文化財保護法の精神に則り、次第に国内各地で行政主導の緊急発掘が増大してきた。埋文職員の配属もこれに伴い、まずは都道府県教委で、次いで市町村自治体へと、徐々に充足されてきた。当時公的な体制整備は後手に回りがちであったが、それでも莫大な公費と引き替えに数々の遺跡が新たに発見、発掘され、そして大半が消滅していった。正の側面からいえば、各地とも原始古代はもとより、中近世、さらには近現代に至るまで、実に多くの成果と話題を提供し、貢献し続けてきたといえる。戦後、地域に根ざした新鮮な発掘ニュースの数々は国民の多くを魅了し、幾多の考古学ファンを今日に育ててきたといえるだろう。そしてそうした明るい社会ニーズ、特に埋文行政への一層の効率化を促すため、相前後して各地に公的な埋文行政執行専門機関(以下、埋文機関)が設立されていったのである。それは1972年の大阪

文化財センターを皮切りに、1978年の愛媛県埋蔵文化財調査センター、1980年の東京都埋蔵文化財センター、山口県埋蔵文化財センター、1981年の京都府埋蔵文化財調査研究センター設立へと相次ぎ、やがて全国各地で完備されていった⁵⁾。当初の埋文機関設置の目的は、いうまでもなく開発激増に伴う緊急発掘の円滑な遂行と学術報告書発刊という二大事業に特化した運用にあった。逆をいえば、将来的な成果の活用までは当初十分に想定されていなかったといえるだろう。

1980～1990年代には早くも各地で収蔵スペース不足の問題が深刻化している。新たな事態を受けた文化庁は、いわゆる平成「8年通知」において改めて「埋蔵文化財は国民共有の財産であると同時に地域の歴史と文化に根ざした歴史的遺産であり、各地域で保存・活用するという理念」、成果「公開等の広報活動」が必要であるとし、そのためには「十分な数の専門職員を確保する必要がある」と通知した。こうした国の指導が一定の功を奏して、各自治体とも前後埋文職員の採用を一層積極的に進めていったのである。各地で採用された埋文職員は2000年には7,111人（うち嘱託職員2,690人を含む）にまで達している。職員等は概ね似通った考古学専攻出身者で占められていたが、多くが専門職としての誇りを保持し続け、当時膨大な事業調整や発掘業務に追われつつも、地域に根ざした様々な研究活動を展開することにより、前時代とは比較にならないほど多くの成果を蓄積していったと評価できるだろう。ともあれ文化財行政の中核を担う人材が日本の主要各地に配属されていった結果、発掘事業はもとより、その成果を地域にある程度発信できるまでの体制が当時、不完全ながらも整いつつあったことはわが国が世界に誇るべき先進的施策の成果として、学史上再評価に値するだろう。しかしながら、発掘と整理報告という二大事業を本務とした埋文職員等にとって、普及教育に割くことのできるエフォートには自ずと限界があった。危険な土木工事が付きまとう発掘現場を放置して普及事業を兼務することは不可能に近い行為だからである。また開発付随により成り立ってきた緊急発掘事業自身、永く続く由もなかった。しかし筆者も含めて、この頃の自治体および埋文職員の多くが業務多忙のなか何ら将来に疑問を持た

ず、目前の記録保存を目的とした緊急発掘実施と報告書作成に対する邁進こそが埋文行政の全てと固定的に考える傾向にあったことも、遺憾ながら後の環境変化への適応を遅らせる隙を与えたといえることだろう。

1990年代の開発バブル崩壊は、そうした埋文行政に段階的な転機をもたらすこととなる。まず事業を差配する立場にある各地の自治体は景気後退に伴う歳入減に歯止めが掛からず、次第に積み重なった借入金返済問題に喘ぐこととなる。次いで1995～1997（平成7～9）年頃を概ねの境として、国主導のいわゆる合理化が強力に押し進められるようになった。自治体の広域合併、財政支出抑制と新規事業の見直し、既存事業縮小、専門職員の異動等による人員削減、さらに多くの関係機関では組織改編を急ぎ標榜し、十分な議論を欠いた指定管理者制度の導入等、一層の作業効率化に踏み切ってきたことはまだ記憶に新しいだろう。なかでも、組織のスリム化こそは喫緊の課題であったといえる。現に国自身、2001年以降に相次いで提唱した「小さな政府」、「聖域なき構造改革」を実行するにあたり実に多くの権限を地方自治体に委譲し、いち早くスリム化を実現してきた。それは1995年の合併特例法改定以降に生じた大規模な市町村合併（平成の大合併）に端を発する性急過ぎた組織統廃合とも相俟って、一層加速化していったのである。さらに2004（平成16）年施行の改正労働者派遣法制定により、行政と財団等外郭団体との分離化が一層明確化されることによって、自治体内部における外郭団体の地位は負の意味合いで固定化されていくのである。今日まで続く「官から民へ」の流れは、いわゆる「規制緩和」の御旗のもと「可能な限り民間委託」という国策に準じた社会風潮に否応なく呼応してきた結果でもある。当然ながら地方ではこれら急激な社会変動に抗う術すらなく、以後必然的に受容れざるを得ない発掘事業の遜減化とも相俟って、仕方なく、生き残りをかけた新たな事業模索に本腰を入れざるを得ない情勢へと移行していくのである。

そうした埋文行政に対する環境悪化と相前後して、文化庁はいち早く1994年に埋文発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会、すなわち埋文委を設置して、実態調査と今後の方策に焦点を据えた抜本的審議を開始していた。

そして以後、毎年のように報告書をまとめ、都道府県教委等へ対応を促し続けたのである（埋文委1995・1997・2001・2003・2007・2008等）。通知を受け、早速各地の自治体および埋文機関等でも、蓄積された既存の埋蔵文化財を原資とした普及教育事業、つまりは博物館事業に準じた活動の充実化を独自に目指すようになった。ただし急速な社会環境の変化のなか十分な事業準備も叶わず、新たな予算計上すら至難な情勢のなかで、従来通りの緊急発掘および整理作業の傍ら、専ら休日返上による自助努力に基づいた改善を続ける例が実に多かったといえるだろう。今日水面下においてそうした体制の限界性を訴える内部関係者が多いのは、むしろ当然のことといえるのである。

続いて、出土文化財等を豊富に保管する埋文機関等の設備面について考えてみよう。現在、各地の自治体、埋蔵文化財センター等の関連諸機関には数百～数千万点規模の埋文資料が蓄積されている。ただ文化庁が標榜する活用以前に、それらの恒久的管理体制すら危ぶまれる自治体、機関が数多く認められるのが実状である。収蔵スペース不足から電気も水道も通わない、時に雨漏りさえする老朽化の進んだ廃校施設やいわゆる余裕スペース、防災防犯上問題の多いプレハブ等の仮建屋を保管場所とする自治体は、既に多くの市町村で常態化している。なかには戸外に野積みそのまま放置、という深刻なケースも報告されているほどである（埋文委1997）。収蔵庫施設が充分でない場合、当然ながら黴、埃、虫害、劣悪な温湿度環境等により資料劣化を招くのは必然であろう。それらについては、今後博物館資料保存学の領域においても調査研究を深化させていく必要がある。

以上のように、地方の自治体および関連施設の多くが設備面の環境整備すら充分でない現状に加えて、その保管状態についても、幾つかの慢性的課題が窺えた。なかでも、多くの自治体で埋文保護の組織体制が整っていなかった1980年代以前の例が深刻である。要するに資料台帳、ナンバーリングさえ充分整えられないまま、予算措置を理由に放置され続ける例が一部地方を中心に今も少なからず認められるのである。当時、専属の埋文職員不在のなか、既に地方を代表する貴重な主要資料の一部すら散逸してしまっている事実を該当自治体は

深刻に受け止めねばならないだろう。

1997年、文化庁は埋蔵文化財の保存と活用について、その仕分け区分策定と一部「廃棄」を盛り込んだ新たな指導文書を通じた。埋文委提言に基づく文化庁長官裁定がそれで、具体的な基準は各地の地域的特性と事情を鑑み、各都道府県教委が別途定めるものとした。しかしながらそこには「区分に応じた」保管・管理と「保存・活用の必要性・可能性がない」文化財の「廃棄その他の措置を執ることができる」と、同時に明記されていたのである（文化庁長官1997）。

通知を受けた各都道府県教委は、早速出土文化財取扱い基準の策定を開始した。第2表は、現時点におけるそれら仕分け基準の平均的概要を纏めたものである。出土文化財のうち、土器類の廃棄を行った自治体は未だ存在しない。すなわち事故または担当者の甚だしい認識不足による例外を除けば皆無のはずであるが、うちランクⅢ～Ⅴ相当資料の一部は、前述のように劣悪な保管環境のもと、将来の利活用が難しいほどに圧縮山積み状態で分散保管されるケースが急増しているのである。この事実は重く受け止める必要があるだろう。

ここで危ぶまれるのは、仮にランク仕分けの一部作業に学術その他の面でミス等が生じた場合、先の第1表で示した9年活用指針（4）の学術支援等が著しく滞る結果へと直結することである。既に山梨県等一部の自治体ではそうした業務上の失態を防ぐため、仕分け判断に「差が生じないよう各種研修会などを通して統一を図り、できる限り複数の専門職員が判断するもの」と明記しているが（山梨県2000他）、しかしそれでも一部市町村等では、単独の完全執行は極めて至難であろう。

過去、例えどんなに精緻な発掘が施され、立派な調査報告書が公刊されていたとしても、20年、30年の時を経て、なおもその全てが最先端の学術水準を担保し得るかといえは甚だ疑問であるし、そうであってもならない。しかし現実においては1997年裁定以降に整備された現行の仕分けシステムについて、その後改訂に向けた審議を積極的に継続し続けている都道府県教委は少ないといわざるを得ないだろう。

こうした出土文化財における仕分け上の弊害を再度点検し、課題点を指摘することが、今後の対策を講ずるうえで有効であることはいうまでもない。そこで本稿では以下、出土文化財の約6割にも達するとされるランクⅢ～Ⅴのいわゆるピックアップ資料に着目することで、埋文活用をめぐる今日的課題の一端を明らかにしたい。何となればピックアップ資料こそは過去一度も公開、活用の機会に恵まれぬまま死蔵され続けているのであり、しかも上記施策の数々に加えて2008年度以降の厚生労働省緊急雇用創出事業等による圧縮整理と分散保管促進により、一部外部への学術支援すらままならない現実を生んでいるから

第2表 出土文化財のランク仕分に関する平均的な基準内容(筆者要約)

仕分記号	区分	内容	保管方法
ランクⅠ	・国、県、(市町村)指定文化財 ・報告書掲載資料(優品) ・資料価値が高く、展示等の活用の機会が特に多い資料	・全て保管	・個々の出土文化財が台帳等で即検索可能な状態で保管
ランクⅡ	・報告書掲載資料 ・展示等の活用機会が多い資料	・全て保管	・個々の出土文化財が台帳等で即検索可能な状態で保管
ランクⅢ	・報告書未掲載資料(ピックアップ資料) ・未整理資料	・全て保管 ・遺構、包含層等の一括資料 ・完形品 ・文様、文字等を有する土器片 ・時代、地域、種別において希少性のある資料 ・その他、活用頻度が相対的に高いと考えられる資料	・出土地点、種別等が台帳等で効率的に保管
ランクⅣ	・報告書未掲載資料(ピックアップ資料) ・未整理資料	・原則保管(同種類が多量に出土、または資料が細片化して図化等が困難な場合。記録作成後一定量のみ保存) ・上記の他、活用の可能性があると考えられるもの ・自然物のうち必要に応じてサンプリングされた試料	・出土地点、種別等がある程度台帳等で検索可能な状態で効率的に保管
ランクⅤ	・報告書未掲載資料(ピックアップ資料) ・未整理資料	・活用の可能性がないと判断されるもの(自然物、遺構部材、遺存状態が極めて悪い、江戸中期以降など同種の資料が大量に存在する場合の大部分)	・出土地点、種別等がある程度台帳等で検索可能な状態で効率的に保管

※1 ランクは3～4段階程度を基準としている自治体が多い(本表左端に示したⅠ～Ⅴ表現は便宜上のものである)。例えば愛媛県教委では2000年にⅠとⅡをA、ⅢをB、ⅣをC、ⅤをD～Eとしている(ただしD・Eは未表記)。

※2 「内容」覧の()表現は自治体によって多少対応が異なる。

※3 「区分」内容に関わらず、土器等の道具系遺物は全て保管を明記する自治体が多い。ただし群馬県のように「接合の可能性がない程度に摩滅した土器片等はこの限りではない」と付記される場合もある。

※4 新しい学術成果や社会認識の変化に応じて随時基準の見直しに努めるとする自治体が多い。

※5 上記分類に含まれないものは、その都度協議のうえ区分すると付記される場合が多い。

である。放置すれば将来、廃棄処分という最悪の事態にも繋がりにかぬない。次節では、筆者自身が長年取り組んできた埋文機関および博物館収蔵庫等に眠るⅢ～Ⅴランク資料への実践研究事例を紹介し、上記課題の一端を具体例に則して考えてみたい。

3. ピックダウン文化財の再評価に向けた実践事例 1

— ある徳島県内の事例から —

(1) 徳島県荒川遺跡の概要

最初に紹介するのは、かつて筆者が奉職し、実際に整理仕分け業務に従事した経験のある徳島県に関する事例である。対象資料は徳島県美馬市(旧美馬町)荒川遺跡出土の縄文土器群である。1996年、四国縦貫自動車道建設に伴い日本道路公団より委託を受けた徳島県教委が遺跡を発見、その後財団法人埋蔵文化財センターが大規模緊急発掘を請負い、1998年までに計17,250㎡の発掘を終えている。出土縄文土器は総数6万点以上、筆者の個体数調査によると口縁部片だけで5,849点が検出されている。

埋文機関内の整理事業は2004年度末に終了した(大北編2005)。うち焦点となるピックアップ(掲載資料の選別)作業は前年2003(平成15)年度に筆者自身が非公式で担当したが、ある目的から当時異例の5,510点(うち縄文土器5,075点、石器435点)の抽出と図化掲載の了承を得ている。このうち縄文土器口縁部の抽出および実測掲載点数は3,942点であったから、口縁部片の掲載率は実に67.4%にもものぼる。無論、予算および行程変更はない。つまりは自助努力を前提とした行動であったが、そうした体制を甘受してもなお残り約54,500点はランクⅢ～Ⅳ相当のピックアップ資料として、速やかに収蔵庫移送が決定された。予算、行程管理上、成果の圧縮報告は当然の成り行きといえるだろう。出土文化財の種類、質的内容や素材、数量にも左右されるが、抽出遺物量の多寡により、その後の作業量は必然的に異なってくるからである。故に行程管理上、「過抽出」には常に注意が払われる。明確な歩掛基準が内規等で設定されている機関は稀であろうが、制約上、概ね2～4割程度への圧縮が暗黙の目安とさ

れているのではないだろうか。これもまた現実問題としてやむをえない措置といえるだろう⁶⁾。なかでも遺構外出土の包含層資料等は、必然的に落選の公算が高くなる。西日本では遺構出土が稀な旧石器～縄文資料には一定の配慮が成される場合が多いが、問題意識の在り様によっては当然ピックアップの対象となり得るのである。特に後者の担当者次第という側面は意外に根強く、結果その一部が公開の機会を剥奪される危険性を孕むのである。いわんや出土文化財が膨大となりやすい中近世では、機械的に一層シビアな歩掛が加算されることだろう。

出土文化財の生死を決定づける選別作業にはつまり、想定帰属時期や希少性といった要素とともに、ある種担当職員の主観的な要素が影響してくる。加えて学界動向や学史に基づく既存の慣例が、選別理由として標準化されやすいのも事実であろう。担当者が専門分野外の場合、仮に外部研究者等の間接的な鑑定指導等を経たとしても、最終的には予算と行程管理に照らし合わせ、事務的に処理される公算が高まるのは致し方ない。筆者は上記に則さない優れた埋文職員を数多く見知っているが、敢えてここでは担当者の主観を指摘する所以である。

では、次に予算見直しはというと、これも一般的な緊急発掘の場合は主に文化財保護法第100条と法第102条に基づく発見届け時の、つまるところ洗浄等の基礎整理すら不十分な発掘終了直後の出土文化財初期総量に基づく歩掛基準等から機械的に算出されるケースが大半を占めており、整理事業開始後の予算および歩掛変更はまず認められない。このように様々な制約のなか資料選別の重責は独り埋文職員による瞬時の判断に委ねられる場面が多いわけだが、しかし先端研究分野では尚更のこと、当初学界で容認されていた学術評価が後世必ずしも正しいとは限らないという矛盾については謙虚に受け止め、常々出土状況に関する所見を頼りに真摯に対応する必要がある。

実際に荒川遺跡の事例と照らし合わせて考えてみよう。西日本では該期縄文土器を選別する際、「文様の有無」が最も一般的な指標とされている。戦前より学界の主な関心事とされてきた編年研究の材料となり得る「文様の有る土

器」、すなわち「有文土器」が第一の抽出候補とされてきたのである。それが例え硬貨大程度の胴部小片であろうとも。一方で「文様の無い土器」、つまり「無文土器」は仮に大型片であったとしても、逆に慣例に倣って大胆にピックダウンされやすい。これは発掘現場における出土状況を熟知しない外部有識者が鑑定と選別を代行する場合でも、ほぼ同等に認められる傾向である。かねてからピックダウン作業の弊害を危惧していた筆者は当該資料群の学術的価値を鑑み、当時歩掛標準の2倍以上の資料を抽出したことになる。そこには学界で顧みられることのなかった無文系土器や、同じく文様の無い同底部片資料を、例え一点でも多く抽出公開したいとする一研究者の飽くなき探求心、つまり目的が背景にあった⁷⁾。

ただ、整理能力には自ずと限界が伴うものである。こうしたジレンマは埋文行政に身を置く、特に作業行程に細かな歩掛基準が設置されたうえでチームマネジメントが課せられる中規模以上の専門機関では、間々見られることである。特に委託事業により成り立っている公益財団等の指定管理者団体においては、契約に基づく一連の作業が完了すれば即、委託元に資料全てを返却し、次の契約事業に携わるというシステムライズ化された行程が設立当初よりある程度構築されている場合が大半であり、2004年の改正労働者派遣法制定以降は一層徹底化している。そこには地域に根ざしたかつての有志グループ、あるいは大学が中心となって行ってきた受託発掘とは異なった行政特有のシビアさが要求されてきたのである。

当時、当該荒川事業でピックダウン資料が完全未公開化されることを恐れた筆者が、最後に試みたのは基本情報全てのデータベース化作業、すなわち後節紹介する一定の統計基準に基づいた出土文化財の悉皆的なカウント（個体識別）調査の実施で



写真1 個体数識別属性分類調査の様子

あった(写真1)。幸い荒川遺跡3～5区の縄文土器帰属時期はほぼ後期前半に限定される。従って、調査地区ごとに特定のカウント作業を実施することにより、ランクⅠ～Ⅱ相当のピックアップ資料における実測図と同掲載写真のみからでは到底判読し得ない、つまり隠された資料群の全容を、膨大なピックアップ資料から補足表現することが可能と考えたからである。

(2) 資料分析の前提

当時、筆者が作成した個体識別調査票は膨大な原稿量を成す。各々有益な学術成果を提供し得るが、本稿ではトピックス的に一部成果を抽出、紹介するのみにしたい。

縄文土器をめぐる研究要素は、今日なお多彩である。うちデータベース原稿を生かす統計学応用が期待できる領域としては、土器群のセット関係復元に関わる諸問題(特に大多数が破片資料となる西日本の場合、断面形状分類による器種組成の復元や法量分布、文様系統分類にみる容器の作り分けならびに使い分け意識の比較解析)がまず想起できるが、その他にも色調、胎土等の比較分析に有益な視座が見通せる。本節では、うち文様系統分析の経緯と成果の一部を紹介しよう。具体的には約3,500年前にあたる縄文時代後期前葉末の土器資料群を対象とする。ここではより単純に、土器表面に施された文様の有無のみに着目したい。器種は最も普遍的な深鉢のみを対象とする。

それらは、大きく8つの文様系統に分類可能である。うち有文土器グループは6つの系統で構成される(第1図;大北編2005、幸泉2009c・2014aおよび第3～5表)。加えて当該遺跡では他地域からの搬入、ないしその影響を受けた異系統有文土器群が極少量加わる。ここでは有文「その他」として一括表現する。

対して、無文系土器はどうか。西日本では普遍的存在として古くから知られてきた存在であり、本節におけるキーワードの一つである。無文系のなかには口唇に刻目、刺突等といった簡易な付加文を加える例がある。無文系K類型と表現して、全くの無文となる同M類型とは区別して扱いたい(第1図9・11と

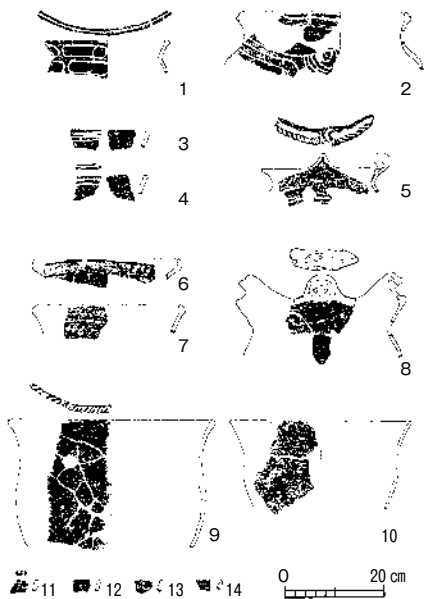
10・12～14等)。

最後に分析上の留意事項に触れておく。完形資料群に基づく良好な一括資料を提供する遺跡が皆無に近い該期西日本においては、編年の進む有文精製土器の出土状況、および調査日誌や報告書等を介して得られる発掘所見から、まずは考古学的に一括性が高いと判断される遺構内、または短期間形成包含層資料を自らが選考し、その出土土器全てを用いて、一定の分類基準に基づく悉皆的な個体数比較を行う必要がある(写真1)。ここでは深鉢口縁部の例を紹介したい。口縁部片は認知心理学

でいうところの視覚的領域に位置し、かつ同一個体の識別が比較的容易である点、文様系統の峻別にも適する点において、今回の主旨を満たす最も優れた部位と判断できるからである(幸泉2002・2009d等)。なお同一個体と見做しうる複数片は全て1点として集計した(個体識別法;宇野1992、幸泉2001)⁸⁾。

(3) 分析結果

第3表は、2003～2004年度に筆者が実施した荒川遺跡該当各調査区出土のカウンタ結果のうち、深鉢(口縁)の文様系統のみを簡便に再集計したものである。うち最上段の3区集中地点は、いわゆる短期間形成資料群である。帰属時期は縄文後期前葉末にほぼ限定できる(第2図左半)。口縁部総個体数51点という制約から有文深鉢の文様系統に細かなバリエーションを捉えきれていな



第1図 荒川遺跡3・5区にみる
文様系統バリエーション

第3表 荒川遺跡の個体数調査結果(文様系統・深鉢)

府県	遺跡名・地点等	時期幅	有文							素文	無文		個体数
			磨滷縄文系	沈線縄文系	沈線文系	刻目素文系	刻目フラス	その他	口刷縄文系		K類型	M類型	
徳島県	荒川3区集中地点	松ノ木併	0%	0%	0%	0%	52.9%	0%	0%	0%	3.9%	43.1%	51
	荒川3区包含層	松ノ木併主	11.5%	1.2%	1.6%	0.5%	23.4%	0.3%	0.5%	0%	5.0%	55.9%	1183
	荒川5-4・5区第1包含層	中津～津雲A併主	24.2%	3.9%	1.9%	0.2%	5.8%	0.2%	1.7%	0.2%	5.5%	56.4%	1245

※1 有文「その他」として関東圏之内系、九州鐘崎系、市来系、出水系を、素文系として条線文類型、全縄文類型を一括した。

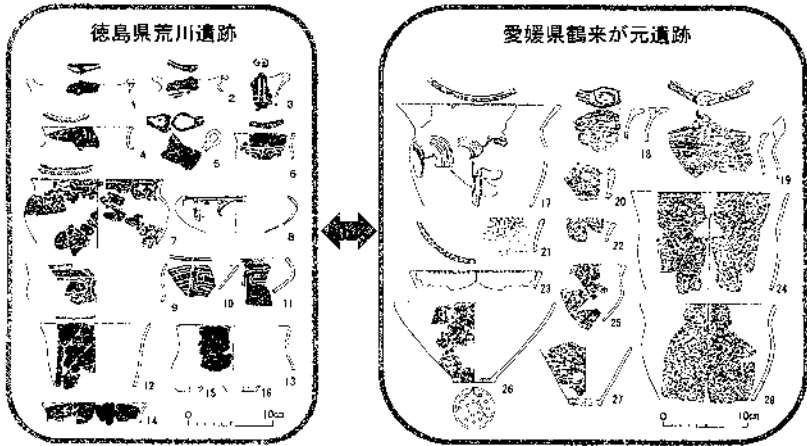
※2 沈線刻等によるフラス状文のみの例は広義の刻目素文系に含むべきであるが、胴部意匠が各文様系統と折衷する再編期を象徴するため、特に「刻目フラス」と表現した。

※3 仮称「辻堂式」は上面施文型、前面施文型とも刻目素文系フラス状文(刻目フラス)に仮配分した。小片資料に配慮した結果である。

※4 組成比30%以上の数値にアミカケを、さらに50%以上の数値は太文字で強調した。

いが、組成比は52.9%と過半数以上に達している。無文系深鉢の割合は相対的に低く、うちK類型はわずか3.9%にとどまった。

同表の2段目に掲げた3区包含層と同最下段の5・4・5区第1包含層は、ともに縄文時代後期前半の前後型式が複数混在することから、単体では短期の器種構成を正確に割り出すことが至難な素資料群といえる。ただし前者は3区集中地点とほぼ同じ時期、後者はやや新相時期を主体的に含む傾向にあり(幸泉2014a)、加えて総個体数が各々1,000点を超すという、要約統計量算出にあたって比較的恵まれた環境条件にあることから、比較データとして有効と捉え集計を行った。調査の結果、有文深鉢では比率が安定しない、実質組成比1%前後の極少系統までを細かく捉えることができた。もっとも複数時期から成る複数の有文諸系統が一定のノイズを与えていることは予め踏まえておく必要がある。無文系に着目すると、ここでは逆に5割強と幾分高くなる傾向が窺えた。ただし注意が必要である。3区包含層、5・4・5区包含層とも割合の多寡こそあれ、前後6型式程度の時期を離れた土器が混在しているからである。いま仮に各期それぞれの無文系深鉢の割合が有文総数と僅差ないし若干それを上回っていたと仮定した場合、割合差は細別の難しい無文系統側に累積加算されて、統計処理上、較差が実態以上に大きく反映されている可能性がある。荒川遺跡の場合、後期中葉に向けて無文系土器が一層増加傾向を示すことから、今回の対象時期に関していえば第3表最上段の集中地点データを参考に、無文系の割合は過半数以下、概ね4割強程度と判断するのがやはり妥当な結論といえるだろう。



第2図 実測図上における二遺跡資料の対比

う。

以上から、徳島県荒川遺跡では無文系深鉢・鉢の割合が過半数に達しない可能性が高いという傾向と、無文系K類型の割合が概ね5%未満と極端に低い傾向の2つの事実を確認できた。ひとまずは両数値を記憶に留めたい。

4. ピックダウン文化財の再評価に向けた実践事例2

－ 四国内部における比較分析 －

上記結果の信憑性と意義を確認するため、次に同じ四国内における比較調査を実施した。ここでは荒川遺跡と諸条件が類似する愛媛県西条市鶴来が元遺跡出土資料群の個体数調査を試みている。

鶴来が元遺跡は同じく四国縦貫自動車道建設に伴い、1990～1991年に財団法人愛媛県埋蔵文化財調査センターが緊急発掘を実施したものである（中野編1994）。調査面積7,900㎡、出土した後期資料は先の徳島県荒川遺跡同様、後期前葉末を主体としている（第2図右半）。調査の結果、包含層出土の後期縄文土器は口縁部片換算で総数1,804点に達することが判明した。徳島県同様、報告書掲載用に選別されたピックアップ資料と、ランクⅢ～Ⅳ相当のピックアップ

第4表 鶴来が元遺跡の個体数調査結果(文様系統・深鉢)

府県	遺跡名・地点等	時期幅	有文								素文	無文		個体数
			縹縹文系	沈縹文系	沈縹文系	刻目素文系	刻目プラン	その他	口縹縹文系	K類型		M類型		
愛媛県	鶴来が元包舎層	松ノ木併主	4.1%	0.2%	1.7%	0.7%	8.0%	0%	0.1%	0%	24.5%	58.7%	1496	

※1: 有文「その他」として関東圏之内系、九州鐘崎系、市来系、出水系を、素文系として縹縹文類型、全縹文類型を一括した。
 ※2: 沈縹刻等によるプラン状文のみの例は広義の刻目素文系を含むべきであるが、胴部意匠が各文様系統と折衷する再編期を象徴するため、特に「刻目プラン」と表現した。
 ※3: 仮称「辻堂式」は上面施文型、前面施文型とも刻目素文系プラン状文(刻目プラン)に仮配分した。小片資料に配慮した結果である。
 ※4: 組成比30%以上の数値にアミカケを、さらに50%以上の数値は太文字で強調した。

ン資料がある。前者は縄文後期土器口縁部片で481点、すなわち掲載率は総体の26.7%を占める。第4表は、荒川遺跡との比較に主眼をおいた集計結果である。一瞥して分かる通り、ここでは無文系深鉢の割合が非常に際立っている。調査の結果、無文系口縁の総数(無文系K類型とM類型)は1,249点、組成比にして実に83.1%にまで達しているのである。先の徳島県荒川遺跡の例と比較するならば、その差は歴然といえるだろう。しかも、当該遺跡では口唇部に単純刻目等を付す無文系K類型が、うち367点(24.5%)と高比率を占めていた⁹⁾。

1994年刊行の同報告書における無文系深鉢の実測公開点数は197点であり、公開率は15.8%と低い。しかし、こうした事実関係は報告書同士の比較研究のみからでは半永久的に解明できないことだろう。文様の無い縄文土器。これこそは戦前以来の日本考古学界において、ほぼ等閑視され続けてきたシーズなのである。重箱の隅を突くもの、と一顧だにされないかもしれない。けれどもこの無文系土器こそが、西日本における縄文土器文化のアイデンティティを語るうえで重要な鍵を握っている、ということを忘れてはならないのである。西日本では約4千年前の縄文後期初頭頃にはじまる土器文様の稀薄化、すなわち無文化現象が、のちの弥生土器文化誕生を強く牽引する原動力となっている。土器文様の後退とは、しかしこれまで学史上是認されてきた単なる文様の稀薄化といった視覚的情報性の問題だけではなく、そもそも縄文時代後期以降の西日本内部で自発的に増加を開始する無文系土器こそが、実は大きく関与していると筆者は考えているのである(幸泉2009a他)。

上記特質は、少なくとも東方にはない該期西日本の土器文化を特徴付ける重大表象といえる。問題は、このことが未だ考古学界の関心事たり得ず、そのプ

ロセス解明もまた全く成されてこなかったという事実である。第3・4表の成果から、もし本当に後期前葉の四国内部において無文比率の地域間較差（地理的クライン）が存在するとすれば、これは看過できない重要な発見となるはずである。何となれば従来の考古学上の方法理論およびそれらに準拠してきた行政システム上の見えないトラップにより、半世紀以上看過されてきた真相を紐解く鍵が、実は長年厄介物扱いされてきた死蔵のピックダウン資料のなかに埋もれていたというのだから。

5. ピックダウン文化財の再評価に向けた実践事例3 — 広域間比較 —

ここは慎重に、今度は海を介した山陽、山陰、九州、近畿といった周縁各地にまで視野を広げてみたい。すなわち前節四国内で得られた無文系深鉢の「西高東低」傾向が、周縁各地方でも連鎖的に認めうるか否かが、本節での焦点である。結果は第5表に集計した。同様に、無文系深鉢の割合に着目していこう。

調査成果からは、新たに西中国、北部九州、そして日本海側の山陰地方周辺で先述の愛媛県、つまり西部瀬戸内の事例と同等、あるいはそれ以上のデータを入手できた。実に無文系が全体の7～9割にまで達していたのである。先の鶴来が元遺跡における無文8割以上という数値は、単なる偶然ではなかったといえる。逆に同時期の関西や南四国、あるいは同じ九州地方でも幾分南下した東九州等、無文系土器が卓越した上記諸地域の周縁では明らかに様相が異なっていて、無文系は4～5割程度と相対的に低い割合に止まることが判ってきた。第3図は第5表の統計結果を基に、より広範の調査結果を加えて「有文」、「無文」のカテゴリーのみを集計し直したものの、第4図はそれらを分布図として表現したものである。図からは無文系土器が上記北部九州～山陰、西部瀬戸内を核として波紋の如く、徐々にその割合を減じていく様が窺える。帯グラフも結果として一定の放物線を描いており、縄文中期末～後期前葉の朝鮮半島南海岸との間に何らかの交渉関係が潜在していた可能性を示唆している。もっとも当時の西日本内部には既に直径100km前後をテリトリーとする合計38前後から成る小地域社会が形成されており（幸泉2009d他）、無文系土器の拡散が当時単純

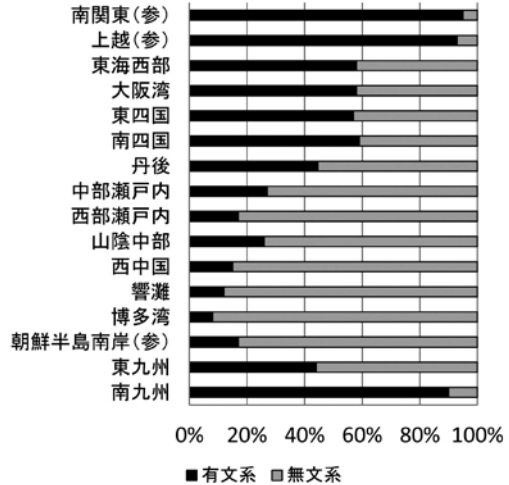
幸 泉 満 夫

第5表 各地の個体数調査結果から得た文様系統組成(後期・縁帯文成立期・深鉢)

府県	遺跡名・地点等	時期幅	有文							素文		無文		個体数
			意項縄文系	沈線縄文系	沈線文系	刻目素文系	刻目プラン	その他	口刷縄文系	K履型	M履型			
三重	新徳寺1次SX10	芥川併	8.3%	8.3%	4.2%	0%	8.3%	0%	0%	29.2%	0%	41.7%	24	
大阪	芥川Ⅳ区9・10層	芥川～北白上1	33.0%	5.0%	3.0%	0%	0%	13.0%	2.0%	2.0%	0%	42.0%	100	
香川	なつめの木包	なつめの木	16.7%	6.7%	2.2%	0%	1.1%	0%	0%	0%	17.8%	55.6%	90	
徳島	東祥寺包	松ノ木併	0%	0%	0%	0%	50.5%	0%	0%	0%	10.0%	40.0%	10	
徳島	荒川3区集中地点	松ノ木併	0%	0%	0%	0%	52.9%	0%	0%	0%	3.9%	43.1%	51	
高知	松ノ木1次	松ノ木主	14.8%	1.4%	1.4%	0%	40.8%	0%	0%	0%	21.8%	19.7%	142	
高知	松ノ木V次	松ノ木主	24.7%	3.8%	1.6%	0.6%	28.3%	0%	0.3%	0%	16.7%	21.4%	318	
愛媛	鶴来が元包	松ノ木併主	4.1%	0.2%	1.7%	0.7%	8.0%	0%	0.1%	0%	24.5%	58.7%	1496	
愛媛	辻堂第二遺構面	松ノ木併～津雲A1主	4.1%	0.5%	1.4%	1.8%	15.5%	0%	0.2%	0%	41.8%	34.6%	555	
愛媛	遠後城北RNB-10B～9A層	松ノ木併～津雲A1主	2.9%	0.6%	2.3%	0%	3.4%	0%	0.6%	0%	8.0%	82.3%	175	
兵庫	小森岡4層	布勢主	32.7%	0.6%	1.3%	0%	6.3%	0%	0%	0.6%	0.6%	57.9%	159	
鳥取	布勢5ASE-I	福田K2～崎ヶ鼻2主	37.2%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	6.4%	2.6%	1.3%	46.2%	78	
鳥根	北原本郷3区旧河道1	暮地～布勢併	9.7%	0%	6.5%	6.5%	3.2%	0%	0%	0%	6.5%	67.7%	62	
鳥根	林原土器溜1-2	暮地～布勢併	7.1%	1.8%	8.9%	1.8%	12.5%	3.6%	0%	0%	17.9%	50.0%	56	
鳥根	勝負S101	布勢併	0%	0%	4.2%	0%	12.5%	0%	12.5%	0%	0%	70.8%	24	
鳥根	波子B地点	布勢併主	14.3%	0%	5.7%	0%	5.7%	0%	0%	0%	5.7%	68.6%	35	
山口	的場土器溜	橋詰・松ノ木併主	4.4%	0%	0.6%	7.5%	2.0%	0%	0.2%	0%	8.9%	76.5%	655	
山口	神田1次1号坑PIX上層	橋詰・松ノ木併	2.8%	0%	4.1%	1.6%	2.5%	0.3%	0%	0%	13.2%	74.5%	318	
福岡	小倉城下屋敷跡B区包	橋詰併主	19.5%	0%	0%	3.5%	3.5%	0.9%	0%	0%	15.0%	57.5%	113	
福岡	川原西第3地点SB1	福田K2併～橋詰	7.7%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	46.2%	46.2%	13	
大分	橋詰レンズ状遺構	橋詰主	19.4%	0%	0%	19.4%	5.6%	0%	0%	0%	22.2%	33.3%	36	
宮崎	上の原第2 57号坑	福田K2～橋詰併	0%	0%	0%	28.6%	0%	42.9%	0%	0%	0%	28.6%	7	
鹿児島	松尾城跡包	福田K2併主	0%	0%	0%	0%	0%	90.1%	0%	0%	6%	3.7%	81	

※1: 有文「その他」として関東圏内系、九州薩摩系、市来系、出水系を、素文系として染線文類型、金縄文類型を一括した。
 ※2: 沈線等によるプラン状文のみの別立系の刻目素文系を含むものであるが、編者定数が各文様系統と折衷する再編制を象徴するため、特に「刻目プラン」と表現した。
 ※3: 仮称「辻堂式」は上面施文型、前面施文型とも刻目素文系プラン状文(刻目プラン)に仮配分した。小片資料に配慮した結果である。
 ※4: 組成比30%以上の数値にアミカケを、さらに50%以上の数値は太文字で強調した。

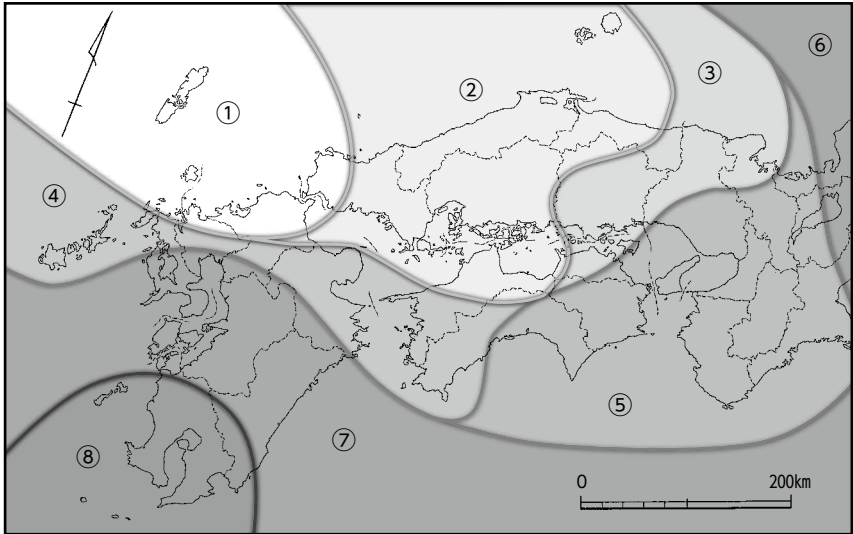
に進まなかったことも窺い知れる（第4図）。個体数調査の結果導かれた無文系土器の割合差とは、巨視的にみれば縄文時代後期の西日本と東日本、そして朝鮮半島の新石器時代後期をめぐる動態を示唆しているといえるのである。なるほど第3図の両縁に位置する東日本と南九州では何れも無文土器が1割前後に過ぎない¹⁰⁾。



第3図 西日本周辺における無文系深鉢の割合（抄）
（縄文時代後期前葉；縁帯文成立期）

各地の埋文機関等における報告書作成に向けた出土文化財選別作業は学史の常識（考古学界の関心事）に沿うものであったが、ここではそうしたマニュアル的解釈が裏目となる典型事例として以上を紹介してみた。要するに無文系土器の多くを殆ど躊躇無くピックアップさせてきた結果、このような重大事象を看過してきたのである。つまり本来ならば地域の歴史、文化のアイデンティティを導くため、発掘成果に忠実であるべき学術報告書ですら、知らず知らずのうちに慣例に流され、一部誤った取捨選択と報告を行ってしまうこともある、ということである。

以上第3～5節では、既存のピックアップ資料群を再評価することにより、新たな新説を唱えることが今後とも充分可能であるということを実践的に証明した。



第4図 無文系深鉢の割合差にみる地理的クライン

(縄文時代後期前葉：縁帯文成立期)

- ① 無文9～8割、② 無文8～6割、③ 無文7～5割、④ 無文6～5割、⑤ 無文5～4割、⑥ 無文3～1割、⑦ 無文4～2割、
⑧ 無文1割前後

6. 博物館との連繫

前節までの成果をもとに、以下再び行政と埋文機関、ならびに博物館それぞれにおける現状課題と、相互の関係について考察を進めたい。

まずは行政および埋文機関側の課題である。本稿では埋文機関における報告書刊行に向けた出土文化財の選別作業こそが、爾後の活用を左右する最重要行程であると結論付けた。そしてその背景として埋文職員の学術（問題）意識や価値観、作業行程に対するマネージメント能力といった裁量に大きく依存する現状を指摘した。昨今では民間委託の浸透から、一部自治体等では最低限にまで絞った経費支出だけで選別および報告内容の精度には殆ど関与しないという、まさに後退に向けた悪循環すら散見されはじめている。こうした出土文化財の取捨選択の結果は、そのまま将来の活用方針策定にも大きく反映されるわけであるから、現況は問題視されるべきであろう。

今日、まだ文献史学のような報告書そのものの批判が成されることは稀である。それどころか、1997年の文化庁長官裁定および文化庁次長通知¹¹⁾に端を発する前述のような報告書を基準とするランク仕分け(第2表)が進められた結果、現在、Ⅲ～Ⅴランクと評価された出土文化財が保存、防犯上ともに劣悪な環境下に分散移管されつつあるのが実状である。今後抜本的改革が成されなければ、死蔵のまま活用の方途は半永久的に定まらないことだろう。

さらに危ぶまれるのは、今後の全国的な社会情勢等の変化によっては、実質死蔵に等しい分散資料の一部が廃棄へと移行する可能性がもたれるということである。まさに最悪のシナリオであり、杞憂と一蹴される関係者もいることだろうが、一つの先例が社会的正当性を帯びたならば、以後雪崩の如く既成事実化する恐れがあろう。「埋蔵(出土)文化財が捨てられる」時代の到来である。こうした、未来に向かう負のスパイラルに対しては、文化財保護本来の目的をも蔑ろにするシステム上の負の側面として、認識を新たに必要があろう¹²⁾。予算執行上、行程の迅速化が促されてきたのはある意味致し方のない現実である。しかしそのことによって、埋文行政本来の目的をも見失ってしまったのは本末転倒といえよう。学問の性格上、時代、分野によっては未だ日進月歩という実状を関係各者は今一度認識のうえで、ピックアップされたⅢ～Ⅴランクの出土文化財についても後世、再び学術的に検証される機会を常に意識し、少なくともその可能性を閉じぬよう、最善の策を講ずるべきであろう。

前節までのピックアップ資料再評価の実例は、そのことを明示している。ただ基本に忠実に、一遺跡において発掘された一連の資料群が未来永劫全て一施設内で悉皆的に管理保存されるだけで、活用の方途は未来へと繋がるのである¹³⁾。Ⅲ～Ⅴランク資料の安易な廃棄処分は論外としても、将来にわたり再評価の余地がある、そして再び得難い出土文化財の、過度な圧縮保管や安易な分散移管は極力慎むべきとした所以である。

加えて、様々な重責が担当の埋文職員独りに委ねられてきた現体制上の問題についても、併せて改善を図っていく必要がある。近年の、埋文行政に見合う実務の大半と博物館機能が一体化した兵庫県、福岡県、長崎県、鹿児島県等

の大規模最新鋭施設や、1987年に登録博物館の認定を受けている富山県埋蔵文化財センター等は別格として、単体に近い埋文組織およびその専門職員のみには教育普及に係る業務一切までもが負託されるのは明らかな過負担であろう。少なくともその一端については、同地域内部の公立博物館ないし博物館相当施設等がより積極的に加担、分掌されていくべきなのである。そもそも博物館は地域市民のための文化拠点として設置されたものであり、文化還元に係る行政サービス一切を専業とすべき機関である（望月2007）。2001年文化審議会、2007年埋文委報告等でも既に関係組織、機関との連携による人材、財源および拠点施設の確保と関連施設間の相互利用促進が明文化されている（文化審議会2001、埋文委2007）。ここで再び9年活用指針を掲げるまでもなく、学術支援、貸出、学校連携等々、それらを可能とする最新の資料保存や取扱い知識とデータベース化（登録保管）作業の継続とは、もとよりそのいずれもが博物館業務そのものであるのだから、相互の連携は本来極めて容易なはずである。

それでは地域内部における出土文化財活用にあたり、埋文機関や博物館等はどう対処すべきか。

既に冒頭第1表でも示した通り、9年活用指針は大きく（1）博物館等における展示活用の改善と充実、（2）学校教育における活用充実、（3）地域住民に対する活用の工夫、そして（4）研究支援で構成されている。それらカテゴリーは整理保存、保管、調査研究、展示、教育普及といった、今日発展を遂げつつある博物館諸学と深く接点を共有しているといえよう。元来、埋文機関ないし地方自治体の埋文直営部局は、その多くが1970～1990年代頃の急速な社会ニーズの変化に呼応しつつ段階的に整備されてきた、緊急発掘に対応するための専門組織である。つまるところ列島各地で相次いだ大規模開発工事等に即応すべく、考古学という学問領域を基盤に「発掘調査」と「整理報告」の二本を柱に据えてきた組織であって、まずはそれらの質を担保し、向上し続ける義務を負うものである。従って「活用」という後発要素に対しては、設立当初より十分な対応が図られてきたものではないといえよう。これは上記二本の本業に邁進してきた埋文機関にとっては致し方のない成り行きなのである。むしろ

将来を見据えた争点は、上記埋文機関や自治体直営部門に博物館的機能を完全付与すべきか、というところにあるはずである。既に2001年文化審議会指針には、今後の埋文行政においては活用を意識した博物館諸学に通ずる一層の理解向上が不可欠であるとする主旨が謳われているし、文化庁も埋文公開を目的とした展示設備の充実化を促している（文化審議会2001、文化庁長官決定2013）。設立当初より内部に博物館的機能を併せ持った最新鋭の大規模施設は別格としても、しかしこれ以上の財政出動による施設増幅、あるいは機関単独の機能強化を促すことが必ずしも正道とは見做し難い側面があるのも事実である。埋文活用を前提とした将来発展を期待するならば、むしろ地域内部に併設されている可能性が高い既存の博物館施設の充実化を基軸とした、文化的な地域インフラおよびそのための人材確保こそが、この場合の優先課題といえるはずである。

そこで次に博物館学芸員等、内外関係者をめぐる今日の活用状況をトレースし、上記に対するより具体的な課題点を探ってみたい。博物館学芸員等、外部関係者が既存の埋文機関等における収蔵資料群にアプローチを試みようとする場合、通例ならば既に報告書等で掲載済みの資料、すなわちランクⅠ～Ⅱに該当する「優品」リストのみをカタログ代わりに活用し、その中からさらに典型資料を抽出して、活用を試みるのが定石である。すなわち埋文機関が発刊する報告書記載内容を絶対基準に据えたうえで、特定コレクションの再評価や資料研究、展示借用、あるいは普及教育に立脚した各種テーマに沿う活用指針が具体的に策定されてきたはずである。しかし一方でランクⅠ～Ⅱ資料は将来にわたり劣化、紛失させることなく永久保存されていく一定の責務を負うことから、取扱い上、一般の地域市民に対しては多くの制限が付きまとうことになる。借用資料ならば通例、普及教育事業に供ずることは躊躇われるはずである。そこでランクⅢ～Ⅴのピックアップ資料再活用が一つの焦点となるわけだが、前節までで紹介してきたような、時に数万点規模に達する膨大な素資料全てを一から調査研究し直すには、それなりの覚悟と時間を要するという内部事情が少なからず潜在、交錯することだろう。もとより数少ない学芸員の立場からすれば、調査研究に要する時間はどこも極めて限定的であるから、埋文活用の場合は既

刊の報告書等を頼りに、埋文職員（考古系専門職員等）との一定の連携関係のもとで各種計画の道程が定められていくのはある意味、当たり前のことである。なるほど埋文職員は次の緊急発掘ないし整理報告業務が、博物館学芸員の側も幾何かの裁量権があるにせよ、幾多の年間行事を数年単位で分掌するなかで、本格的なテーマ設定と調査研究に膨大な時間を割くことは至難だからである。

しかしそこにこそ、サイクル上の問題があると思料せねばならない。出土文化財が公費投入に基づく公共資産である以上、報告書至上主義という側面に対してまず一定の批判的視座で捉えていく必要がある。何となれば報告書内容をトレースするのみの展示活動等に文献以上の成果を導き出すことは難しいからである。既述のように、各地の報告書を机上比較するのみでは永遠に解き明かせない真実が潜在することを担当職員は充分認識のうえ、常に鋭い視点でアプローチし続ける必要がある。つまりは報告書の文献批判という、将来的には必ず惹起されるであろう新たな問題をも想定しつつ、ランクⅢ～Ⅴのピックアップ資料を含めて、将来にわたり広く活用可能な体制を後押ししていく姿勢が地域博物館等の関連施設側には求められているのである。真の活用のためには現状からもう一步踏み込んで、例えば特定遺跡資料一式を一層の活用が見込める博物館等に一括移管させることもまた重要な方策であろう。後述するように、そのことによってランクⅢ～Ⅴ資料を地域市民への普及教育、学術支援資料として活用の方途が一気に拡大することが期待できるからである。ただ過去幾多の反省から、その場合は受入側の十分な体制確認や爾後の連携維持、ならびに活用の中長期的見通しについて事前に協議し、計画を見極める作業が重要となろう。ここでは委譲を加速化させることについて、必ずしも良策と主張するつもりはない¹⁴⁾。

これまで出土文化財の活用に対してはランクⅢ～Ⅴ資料を含めた一遺跡資料の地域博物館等への一括委譲が有効と述べてきた。しかしその一方で受入側の活用意識、あるいは活動基盤となる学芸員等の組織体制が整備されていなければ、同じく報告書以上の活用は難しいことだろう。澤村泰彦は、まず何よりも「個々の学芸員の創意」こそが重要と説いているが（澤村2007）、まさしくその

通りである。

このように活用の可能性そのものは、地域における公的インフラ整備と意識改革の実現を必ずしも前提とはしない。すなわち成功を導く原動力は学芸員等専門職員の創意工夫や意欲の度合いと連動する部分が大きく、組織と設備の充実とは必ずしも正比例しないということである。もっとも大多数の自治体において同時に議論すべきは埋文行政、博物館双方ともに見られる慢性的な財源不足と専門職員の絶対数不足に起因する諸問題であって、活用問題を着実に前へと推し進めるためには、自治体および施設運営責任者は学芸員の創意ばかりを頼りにするのではなく、やはりそれらをバックアップする最低限度の設備投資を行うべきであることは無論である。現に予算措置のみを拠り所とする行政依存体質が現場内外の至る所で漂いがちであるのは看過できない事実であるが、活用に向けた次の一手に繋がらない現況が何なのか、何に設備投資し、学芸員等は何を目指すべきかについて今一度整理、議論したうえで、地域独自の行政サービスを展望していく必要がある。

7. 資料開放に向けた新たな展望

では何をを目指すべきか。難題であるが、現状に活路を見出すとすれば、筆者はむしろ現行の行政システムのみにとらわれない、外部活力のなかに次の一手を求めるべきと考える。具体的には広く一般地域市民、あるいは大学等の教育、研究活動に通ずるあらゆるプログラムを開放、連携させていくという方向性の模索である。

最後に、本節では地域市民、大学等教育研究機関の2つの光明に焦点を絞り、筆者なりの展望を述べておきたい。

まずは地域市民への解放、連携策である。従来より全国各地の博物館ならびに埋文機関等では、地域の原始～古代、あるいは中近世以降に関する各種の入門講座や遺跡の発掘成果速報に絡む期間限定の特別展示、報告会、あるいは講演会等を盛んに開催してきた。ただ残念なことは、それらの多くが話題性の高い一部の最新発掘成果、ないしは一部の考古学関係者の関心事を反映、実績や

アピールに結び付けるといった一過性のイベント企画、あるいは座学系講座等の開催のみに終始しがちであったことにある。普及講座や体験学習会、ならびに座学そのものを否定するつもりはない。しかしながら後者の場合、利害関係を示さない大多数の地域市民に対して、新たな好奇心や一定の満足感を持続させるほどの実績構築に至らない可能性が高く、結果としてリピーター拡大にまで結び付かなかったケースが多い。昨今は指定管理者制度や成果主義の強い影響もあり、活動の何割かが施設の存在意義アピールを意識的に強調したものである等、主催者側の経営戦略のみが反映された単なるイベント主義が一部の地方を中心に増加傾向にあることは嘆かわしい限りである。そうした運営方針の施設等では実施回数、あるいは一時的な集客数や収支比率といった数値目標ばかりに関心が向かい、職員達も疲弊しがちである。しかし実施回数等の多寡ばかりが地域博物館の本来目指すべき理想でないことは自明のことである。既に加藤隆志等も指摘する通り、活動により「何が新たに分かり」、どのようなビジョンが「提示されたか」こそが大事であって、最初からシナリオや結論までお膳立てされている単発の講座や体験学習会、シンポジウム等のイベントに地域市民の共感が何時までも持続するはずがないのである。地域の博物館においては将来の展望や影響力をも見据えた活用こそが本来求められるべき目標であるはずなのである（加藤2007他）。博物館施設側や特定の考古学者達が先導、主催する事業もまた、時にその火付け役としては大きな効力を発揮するものであり、筆者個人はそれら全てを否定するものではないが、しかし長年固定的な職員ないし特定講師と固定的な参加メンバーとの間で似たパターンの活動のみを繰り返しては、何れマンネリ化を招くことは必至であろうし、地域市民の関心も次第に遠退いていくことだろう。それは地域博物館にとって、受益者負担の原則にすら相反する行為ではないかとする考え方もあるほどで、少なくとも公的予算投入と正比例または最低でも横這い程度の効果拡大が認められないならば、施設は大胆な方針転換を図るほかないだろう¹⁵⁾。

何れにせよ、埋文活用のためには真の地域市民参画による中長期的な活用のサイクルを地域の特性に併せて個々に見出していく必要があるといえそうであ

る。ここでは、各地の地域博物館が長年築き上げてきた市民主体による人的活動ネットワーク、およびそれら運営上のノウハウに注目する必要がある。過去実績とされてきた分野は余り問わない。むしろこれまで各々の博物館施設がどれだけ地域市民と関わってきたか、地域博物館としての資質と実績が問われることになるだろう。長年地域で育ててきた貴重な外部活力を生かすことができれば、新たに博物館と埋文機関の連携によって、特定の出土文化財の再評価と活用にテーマを絞った丁寧な研修、資料再整理、調査研究、展示公開、成果発表といった一連のサイクルを、長い年月をかけて地域市民とともに作り上げていくことが可能なはずである。本稿で示したような分類カウント作業や展示用立体模型作成、あるいは拓本等の簡易な二次資料化作業であれば、専門トレーニングを受けていない地域市民であっても充分対応可能であるし、上手く軌道にさえ乗れば神奈川県平塚市博物館や東京都世田谷美術館、沖縄県南風原文化センター等の過去実績に倣って、大勢の市民とともに埋文資料に関する様々なデータ集積も可能となるだろう。

当然ながら、上記計画は地域市民の反応と習熟度を確認しつつ、ゆっくりと段階的に進める必要がある。準備期間やテスト運用期間を含めると、軌道に乗せるまでには早くとも5年程度の月日を要するだろう。成果を急げば畢竟実を結ばないまま、やがては担当職員の人事異動、あるいは予算、その他の緊急業務等により計画そのものが霧散してしまうという危険性すら心配されるからである。市民とともに中長期的活動を目指す以上、質の問題は重要である。何故なら参加市民にとって単なる「調査体験」に止まっては、真の満足や達成感を得られないし、結果活用にも結び付かないからである（浜口1986、加藤2007他）。

ここで留意すべき点として、各自治体の教育委員会担当部局がそれら地域の社会教育と生涯学習活動をどう差配し、包括的立場から恒常的支援を成し遂げられるか否か、というマネジメント能力の問題を挙げておきたい（矢野2012他）。昨今の博物館や埋文機関業務に対する安易な民間完全委託（藤野2012）などは以ての外であるが、埋文行政に係る広範な体制見直しを今後図ることができるのは、他でもない各自治体の教育委員会だからである。なお、ここで博

博物館施設や埋文行政組織が充分でない小規模市町村においても、最初から諦め姿勢であってはならない。1995年の合併特例法改定以降、特例債等のメリットを生かして積極的に活躍する単独自治体の姿も散見できるが、むしろ小規模自治体の場合は隣接する複数の関係機関等が互いに連携し合う「自治体を越えたネットワーク」(望月2007等)を築くことで、アイデンティティ溢れる独自の活用指針を着実に策定していくことが望ましいだろう。

いま一つの光明は、大学生等次世代を担う若者達への博物館資料学等に関する実践教育等の場として、埋文活用を促すことである。こちらは新制博物館学カリキュラム構築に向けた積極的な対応も含意する(鷹野2013他)。つまり2008(平成20)年の博物館法改正と2011年の同施行規則改正に伴い、現在各大学では博物館学関連授業の大規模改革が進行中であるという現実を、大学や博物館、埋文機関等は看過すべきではないということである。具体的には出土文化財を原資とした各種講義、資料取扱いや再整理、調査研究、展示、成果発表といった一連のサイクルを博物館資料論、博物館資料保存論、博物館展示論、博物館教育論ならびに博物館実習といった各新制科目や、博物館学を志す大学院生達への高度な教育の場として上手くリンクさせていくことによって、地域に根ざした博物館教育とその活用を飛躍的に向上させ、大学側としてもより魅力的なカリキュラム構築へと昇華させていくことが可能と考えている¹⁶⁾。本稿で紹介したピックダウン文化財の再評価などは、博物館や埋文機関等、管理者側の理解さえあれば、博物館資料論の実践演習や実習の一環として、深く学問教育と研究活動とをリンクさせることが可能となろう。それはかつて加藤有次が論じた博物館創造価値資料の探求に相当する新たな試みであり(加藤1977)、伊藤寿郎の素資料から博物館資料への意識転換に係る実践理論に通ずる方策でもある(伊藤1993)。

なお上記2つの光明のうち後者の大学教育については、現在筆者自身が担当する博物館実習(事前・事後)の授業で博物館資料学に基づいた出土文化財活用実践プログラムを開講中である。それらの実績と成果については、いずれ稿を改めて報告を果たすつもりである。

8. まとめと課題

以上、本稿では全国に蓄積された膨大な数量の出土文化財に関して、その活用システム展望に向けた検討を行ってきた。冒頭では、わが国の埋文行政の歴史を振り返るとともに、現状における出土文化財死蔵の問題を取り上げた。なかでも、いわゆるランクⅢ～Ⅴ相当の「ピックダウン資料」については、徳島県荒川遺跡他を事例に学術評価の可能性を詳しく検証し直すことで、今後とも資料学的にみて充分活用し得ることを証明した。さらに、具体的な活用を進める前提として、現行における行政執行機関や埋文、博物館施設の現状と課題を整理するなかで、改めて自治体および関係機関そのものが内包する諸問題を指摘するに至った。特に埋文機関に博物館の機能を今後完全付与できるか、否かが重要問題であるとした。近年文化庁は埋文機関における展示設備の充実を促しているが（文化庁長官決定2013等）、本稿では埋文センター等の機関が調査から整理保管までを専業とする行政機関であることを再確認したうえで、利活用問題の全てを同機関が単独で担うことは原則好ましくないと指摘した。そのうえで、地域市民の文化拠点であり文化的行政サービスの執行機関たる博物館へ、今後の本格的な市民活用に向けた方途の大部分を委ねるべきであると結論付けている。これは地域社会にとって最も相応しい分掌体制と考えるが、いかがだろうか。

何れにしても、いま改めて認識すべきは埋蔵（出土）文化財が国民共有の貴重な公的財産であるということである。その方途には依然未知の可能性が内包されていて然るべきであり、それらの利活用問題を独り埋文機関や直営の行政部局、あるいは特定の考古学有識者（学識経験者）のみが担うべきではないと断言できる。地域の公共資産である以上、本来は地域内外で広く開放されて良いはずであり、博物館等の関連施設と市民、大学、あるいはNPO法人等の民間組織が協力し合い、総合的見地から取り組むべき社会問題であるからである。各地の教育委員会は地方分権の精神に則った本来の役割を再認識し、単に国や都道府県の指導、指針に沿うばかりではなく、地域の特性や伝統、そして得難いアイデンティティに配慮した独自の中長期プランを策定して、積極的に推進

していくべきであろう。

ここではまた慢性的な財政難のなか、同時に既存の施設、人材ともに不十分な実状にあることに対して充分配慮が成されるべきとも述べたが、しかし予算、補助金の確保や施設の増改築、あるいは増員のみを拠り所としても、決して真の地域活用に直結するものではないことを、念を押して記しておきたい。現状を踏まえたとえで、なおかつ担当者の創意と意欲、地域市民による多くの支持のもと、現状における達成可能な方向性を地域ごとに模索していくことこそが重要と考えるからである。

本稿では最後に二つの光明を提起した。すなわち地域市民と、大学等教育研究機関との連携促進についてである。もとよりそれらは地域市民ないし学生の目線と中長期的計画に基づいた企画であるべきだが、過去平塚市博物館等の輝かしい成果とは裏腹に、依然、地域市民との交流をしっかりとした基盤に据えた真の地域博物館活動に遭遇できる機会は少ないと感じざるを得ない。

地域博物館とは、1976年開館の平塚市博物館準備活動の中で小島弘義、浜田哲一等の現場学芸員達によりはじめて実践され、のち伊藤寿朗により理論化された概念である（伊藤1986・1991・1993他）。そして以後、長らく博物館学分野で議論と実践が重ねられてきたのが「地域博物館」理論であった（中野2011他）。ここではその基本理念の概略について第6表に纏めてみた。本稿の目標と照合させるならば、出土文化財が（1）の地域研究に寄与できる一級の素資料であることはいうまでもないが、しかし同時に（2）、（3）へと昇華させるための努力は御座成りでは決して達成し得ないことだろう。昨今、文化庁は地域を代表する遺跡の史跡整備化に積極的であるが（文化庁2004、文化庁長官決定2013他）、これらも過去のハコモノ公共整備と同等に、将来を見据えた活用の方途が充分定まらないまま、国庫補助を含む公費のみが当面の間、投入され続ける可能性は一方で危惧されねばならない。仮にそうなれば、いずれ負の遺産として世間の冷たい視線に晒されるはずだからである。確かに数値評価と成果主義が横行しやすい現代社会であるが、新たに地域市民とともに（1）～（3）のサイクルを不動のものとするためには、少なくとも、まずは両者の信頼関係

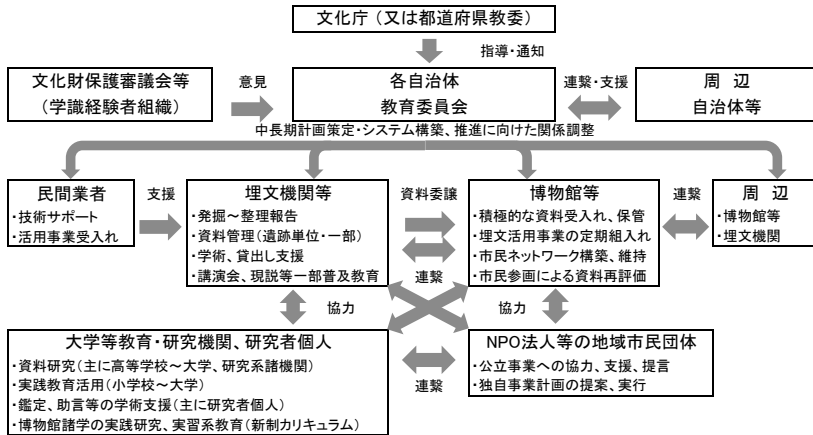
第6表 地域博物館の基本理念(筆者要約)

<p>(1) 地域研究に関する方法論の実践</p> <ul style="list-style-type: none">① 地域の資料を収集する② 地域との結び付きを考える方法論を構築する③ 方法や途中経過を提示していく④ 特定分野へ固執せず、総合的に見ていく <p>(2) 市民とともに活動する</p> <ul style="list-style-type: none">① 上記(1)を地域市民とともに実践する② (2)-①でいう市民とは身障者、経済的弱者、人権差別被害者など、全ての地域市民が対象となる。③ 市民が地域を発見、または深く理解し、愛着を養い、未来に関わっていく(参加・体験に基づく自己教育、市民自治の原則育成)④ 成果を博物館に蓄積していく⑤ 博物館等は成果を市民全体のものとして公開していく <p>(3) 市民とともに地域の発展に寄与する</p> <ul style="list-style-type: none">① 社会参加の観点から様々な活動を実施② 地域情報を自ら創り出す③ 地域情報を発信し、楽しみ、その意義を考える

(伊藤1993、平塚市1996・1997、加藤2007、君塚2012ab等より作成)

を構築するための十分な準備期間を確保する必要があるだろう。地域との信頼関係が構築されぬまま、史跡整備云々の議論のみを強引に展開させたならば、逆に地域市民や外部関係者等の反感を買うばかりであろう。既に整備終了後の史跡公園等に対する市民の批判の声も出はじめているほどであり(産経新聞2011他)、今後活用に向けた整備計画については一層厳しい監視の目を注いでいく必要がある。第6表(2)-②で明記した通り、ここでいう市民とは一部の固定的な考古学関係者や愛好家のみを指すものではない。当然ながら身障者や経済的弱者等を含む、遍く地域市民を対象とするものである(君塚2012a他)。地域の社会教育と文化振興を統括する各自治体の教育委員会はそのことを厳に自認し、目先の成果や数値評価ばかりに囚われない、真に文化的な地域づくりを目指してほしいと願うばかりである。

勿論前節まで掲げた2つの光明以外にも、埋文活用の方途は沢山あろう。近年基盤構築が成されたばかりの博学連携事業の推進や、史跡整備事業の真の活用、あるいは町おこしに絡む景観整備、重伝建活用事業との連携など、地域の特性を生かしつつ、積極的にリンクさせていくことが可能である。それらは



第5図 地域における出土文化財活用システム構築に向けたモデルケース

地域ごとの特性を把握し、最も地元で根ざすことのできる自治体自身が見定め、中長期的視座からゆっくりと策定を進めていくことで、はじめて地域不動のモデルケース誕生に繋がるはずである。辿り着くところの成果は様々であって然るべきである。何れにせよ、これからの教育委員会の手腕が試されるであろう。以上を纏めると、概ね第5図のようになる。

高度経済成長期以降、ほぼ考古学という学問領域のみを基盤に急速発展を遂げてきた現行体制の反動から、未だ将来に向けた活用の方途が充分定まっていない「出土文化財」はいま、博物館学的にみて宝の山といえる。各地の文化財をめぐる環境や状況、意識や将来に対する理念は様々であって、活用の方向性もまた当然多様であるべきだろう。公的性格の強い埋蔵（出土）文化財の活用問題をより真剣に議論するならば、今後は考古学という学問分野の枠のみに囚われず、博物館諸学や社会学、観光学等といった新たな視点をも積極的に取り入れつつ、地域が一丸となって独自の方策を定めていくことこそが重要となることだろう。現埋文行政システムの抜本改正と活用意識の改善、ならびに地域文化振興に向けた新たな試みとして、本稿の提言が一つの布石となることを期待し、ひとまずは筆を置きたい。

謝 辞

本稿は2014年8月、筆者が講義した博物館資料論第11～12回の予講ノートを基に、論文形式で再編、執筆を試みたものである。研究着手から既に10年の歳月が流れている。徳島県奉職当時から今日8月の大学講義、そして本稿執筆に至るまでの長年の間、多くの方々および研究諸機関には資料調査の便宜や貴重なご意見、励ましのお言葉等を賜ってきた。ここでご芳名を挙げることはしないが、末筆ながら関係各位全てに深く感謝申し上げます。

註 釈

- 1) 文化財保護法第92条によれば、埋蔵文化財とは文化財が土地に埋蔵されている状態の総称である(埋文委2007)。本稿は、うち既往の発掘等により収集保管されてきた「出土文化財」を中心に考察する。
- 2) 文化財保護法第100条と法第102条に基づき文化庁が集計したコンテナ60cm×40cm×15cm程度の箱数を基に積算された数値である(埋文委2007他)。
- 3) その総額は2006年度までで既に2兆円を超えている(埋文委2007)。
- 4) 2001年11月16日に文化審議会文化財分科会企画調査会が行った、今後の文化財の保存と活用の在り様に関する報告『文化財の保存・活用の新たな展開－文化遺産を未来へ生かすために－』では次の指針が提起されている。①幅広い連携協力による文化財の保存・活用、②文化財の公開・活用の促進、③文化財の種別・性質に応じた多様な保存手法の導入、④人々の文化財への理解と愛情と参加を促進する文化財行政、⑤文化財を通じた国際交流・国際協力の推進。これら5項目が今後より積極的な埋文活用のためのマイルストーンとなることが望まれる。
- 5) 1938年創設の奈良県立橿原考古学研究所や、1952年開設の奈良文化財研究所等は別格といえる。
- 6) 平成9(1997)年の埋文委集計によると、出土文化財の報告書「未掲載」率は約6割に及ぶ。
- 7) この頃、当該埋文機関の実測に要する歩掛基準は3点/日・人と定められていた(徳島県埋文1997)。しかし行程および予算遵守のためにはその6倍以上となる20点/日・人というノルマと向き合わなければならなかった。そこでまず整理事業員5名へ筆者独自の作業マニュアルを作成配布し、基礎整理事業の合間に合計2週間の専門研修を実施することによって、荒川遺跡の縄文土器実測に対するより効率的な整理事務を推進した。結果、規定作業期間内において通常の5倍以上の二次資料化に成功している。なお、縄文土器実測マニュアルの公表は別稿を期したい。
- 8) 佐原眞は遺跡から出土する土器に対して、「これら(筆者註；土坑内に埋まった)多数の土器片の接合作業をすすめ、器種ごとに分類して数をかぞえても、それを使っていた時の器種の比率を復元できるとは限らない」と警告した(佐原1996)。しかしながら、例えば製作、使用者の意識差に基づく地方、小地域別の有文、無文に対する絶対差のようなものが存在すると仮定するならば、そこには土器の消耗率云々を越えた、

地域固有の土器用途に係るセット関係、すなわち什器、日常生活様式的一端が大きく異なっていた可能性を指摘することができよう。よって統計学的視座に基づく個体数調査の蓄積は一定の意義があると考えねばならない。

- 9) 厳密には無文系K類型の比率の高さについては縁帯文成立期新段階（なつめの木併行期）の西部瀬戸内における、未命名型式の混在を考慮する必要がある。
- 10) 2008年、筆者は別途研究成果から該期の北部九州、山陰周辺地域を核とする地域群について特に「対馬暖流ベルト地帯」と呼称している（幸泉2008）。それは石器研究に基づく提唱であったが、上記一連の調査で無文系土器が高比率を示すのは、正しくこのベルト地帯内部であることを追証したことになる。すなわち、西日本のなかでも朝鮮半島にほど近い特定地帯（小地域群）でのみ、文様を廃した什器が古く縄文時代後期より先進的に常用されていたということになる。本稿では都合、後期前葉末の様相のみを紹介したが、これを前後の時間軸に乗せて比較してみると、西日本の土器無文化をめぐる動態、すなわち小地域ごとの新文化受容に至る階梯が、まるでコマ送り写真のように鮮明に蘇ってくるのである（幸泉2004）。このような理解が進むと、逆に縄文土器に施される文様の意味を解明する手掛かりも得られそうである。例えば同ベルト地帯内部における僅か数割に満たない有文（精製）土器とは、周縁諸地域との関係維持を目的として特別に製作、あるいは搬入された、主にハレの日に用いられた儀器、ないしはそうした行為に準じた容器であったのではないか、という派生的解釈である（幸泉2001他）。

従来、ほぼ同一土器文化圏として理解されがちであった西日本内部には、このように異なる複数の小地域圏が内在し、それらが時に合併と離散を繰り返しながら連鎖的に併存し合っていた社会と解釈できる（幸泉2004・2009d他）。西日本では続く縄文時代晩期、そして弥生時代に向けて急速に土器の無文簡素化（粗製化）を進行させていくわけだが、その変遷が従来考えられてきたように西日本でほぼ一律に進むのではなく、朝鮮半島にほど近い「対馬暖流ベルト地帯」で一定期間文化が醸成されたのち、数百年の時を経た後期後半～晩期前葉の時期に、西日本全域に一気に広がったと理解すべきなのである。有文土器が依然高い比率を占めた周縁地域とを比較した場合、両者には日常の生活文化、精神文化において一定の差異が存在していたと考えざるを得ないことから、それらを促した縄文時代後期前半の社会背景解明こそが、今後の西日本における縄文時代研究の焦点の一つとなることだろう。

- 11) 平成9（1997）年文化庁次長通知三-（一）-（ア）- [cir 3] においては、「文化財としての価値、活用の可能性・頻度が比較的低いもの」の保管・管理は、「必ずしも同一遺跡から出土した出土品を同一の地方公共団体等で一カ所に一括して保管するという考え方にとられる必要はなく」と記されている（文化庁次長通知1997p 4）。しかし同文書二-（一）文末には「策定後もその妥当性・有効性について随時検討し、学術的な進歩、社会的認識の変化等に従って、最適なものとなるよう改善していくことが望ましい。」と記載されており、将来にわたる柔軟な対応が求められている。これら二重の縛り（一種のダブルバインド）が各都道府県教委の「廃棄」を思い止まらせる根

源になっていることは疑いないだろう。しかし同時に、この通知がピックアップ資料の有効活用を将来にわたり放棄し、死蔵させる結果を加速化させていることもまた事実といえよう。

- 12) このことは2000年11月発覚の痛ましい旧石器捏造事件を経てもなお、発掘調査および整理報告体制の十分な意識改善が成されていない現状と照らし合わせれば自明であろう。
- 13) 平成9（1997）年の埋文委報告第4章1-（ア）には既に「出土品を広く活用するためには、各地方公共団体間において、どのような出土品がどこに保管・管理されているかという情報や出土品の展示・公開その他の活用状況に関する情報を提供できる体制が形成されている必要がある」と明記されている（埋文委1997p 9）。
- 14) もっとも特定の自治体では、既に県事業で発掘された資料が報告書刊行ののち市町村へ機械的に委譲されるシステムが構築されている。一方で受入側に専門職員や十分な施設が整備されていないケースが間々みられる。これは資料に対する情報知識さえも安易に分散させてしまう悪例というほかない。
- 15) 文化庁文化財記念物課の矢野和彦課長も「今までのように文化財行政や文化財にかかわる学識経験者の狭い範囲内だけで文化財行政が完結するのではなく、もっと広がりのある交流を活発化させる必要がある」と述べている（矢野2012）。
- 16) 2013年10月25日九州産業大学開催の平成25年度全国大学博物館学講座協議会西日本部会大会において基調講演を行った東京国立博物館の栗原祐司は、かつて文部科学省社会教育課企画官として博物館法施行規則改正した頃を述懐し、わが国の大学の博物館学に対する位置付けの低さ、博物館学専任教員の少なさに言及、法改正に伴って少しでも欧米並みの体制に近づけたいとする期待があったこと、平成25年度時点において当初目標が未だ十分に達成できていない状況に対して警告を促している。

参考文献

- 網野善彦1995「史料論の課題と展望」『岩波講座日本通史』第37巻3、岩波書店、3-17頁
泉 拓良・玉田芳英1986「文様系統論－緑帯土器－」『季刊考古学』第17号、雄山閣、55-58頁
伊藤寿朗1986「現代博物館の課題と展望」『現代社会教育の課題と展望』赤石書店、233-296頁
伊藤寿朗1991『ひらけ、博物館』岩波書店
伊藤寿朗1993『市民のなかの博物館』吉川弘文館
稲田陽介2007「林原遺跡出土緑帯土器群の編年の位置付け」『林原遺跡』鳥根県教育委員会、122-139頁
岩淵英之1988「地域における現代の博物館」『紀要』第1集、川崎市民ミュージアム、1-10頁
宇野隆夫1992「食器計量の意義と方法」『研究報告』第40集、国立歴史民俗博物館、215-232頁

- 宇野愼敏編1998『小倉城下屋敷跡』北九州市教育文化事業団埋蔵文化財調査室
愛媛県教育委員会2000『出土品の取扱い基準』
- 大北和美編2005『荒川遺跡』徳島県教育委員会・財団法人徳島県埋蔵文化財センター
大阪府教育委員会1999『大阪府における出土品の取扱い基準』
- 小都 隆1976『洗谷貝塚』福山市教育委員会・洗谷貝塚発掘調査団
- 小野山節1985「資料論」『岩波講座日本考古学』第1巻、岩波書店、17-41頁
- 賀川光夫・橋 昌信1967「小池原貝塚」『野間古墳群・横尾貝塚・小池原貝塚緊急発掘調査』大分県教育委員会、33-54頁
- 金山喜昭2003『博物館学入門－地域博物館学の提唱－』慶友社
- 岡村勝行2011「私たちはどこにいるのか－現代考古学の国際比較から－」『考古学研究』第58巻第3号、考古学研究会、13-26頁
- 加藤修司2011「埋蔵文化財における文化庁通知等について」『研究連絡誌』72-5、千葉県教育振興財団文化財センター、57-59頁
- 加藤隆志2007「地域博物館における市民による調査の実際」『博物館の仕事』岩田書院、67-83頁
- 加藤有次1977『博物館学序論』雄山閣
- 君塚仁彦2012a「誰のために、何のために」『現代に生きる博物館』有斐閣ブックス、6-15頁
- 君塚仁彦2012b「地域社会と博物館」『現代に生きる博物館』有斐閣ブックス、214-230頁
- 木村剛朗1984「高知県中村市三里遺跡出土の縄文後期三里式粗製土器」『遺跡』第26号、遺跡発行会、121-139頁
- 京嶋 覚2006「埋蔵文化財保護と博物館」『喜谷美宣先生古稀記念論集』喜谷美宣先生古稀記念論集発行会、685-690頁
- 國見 徹2007「博物館資料としての考古資料」『博物館の仕事』岩田書院、29-45頁
- 栗田茂敏編2012『南久米片廻り遺跡・久米窪田森元遺跡』松山市埋蔵文化財センター
群馬県教育委員会2007『群馬県出土品取扱い要綱』
- 幸泉満夫2001「西日本縄文後期土器組成論－瀬戸内地方における沈線文系土器に関する研究－」『考古学研究』第48巻第3号、考古学研究会、85-105頁
- 幸泉満夫2004『西日本縄文社会構造論 本篇』学位論文（広島大学）
- 幸泉満夫2005「縄文土器・縄文土製品・的場遺跡土器溜状遺構出土縄文土器の学史的意義」『宮迫神田遺跡・的場遺跡』山口県教育委員会・山口県埋蔵文化財センター、81-105頁
- 幸泉満夫・幸泉文子2005「九州の成立期縁帯文土器」『研究報告』第31号、山口県立山口博物館、39-60頁
- 幸泉満夫2008「西日本における打製石鋏の出現」『地域・文化の考古学』下條信行先生退任記念事業会、23-46頁
- 幸泉満夫2009a「西日本の後期全縄文土器－粗製土器からみた東日本縄文文化の影響－」

- 『古文化談叢』第61集、九州古文化研究会、1-14頁
- 幸泉満夫2009b「中国・四国地方における口胴縄文系土器群の成立と展開」『島根考古学会誌』第26号、島根考古学会、1-24頁
- 幸泉満夫2009c「本州西端域にみる縄文時代後期土器群の器種および文様系統組成」『山口考古』第29集、山口考古学会、1-32頁
- 幸泉満夫2009d「北部九州にみる縄文時代後晩期社会の小地域性」『古文化談叢』第62集、九州古文化研究会、61-103頁
- 幸泉満夫2010「四国」『西日本の縄文土器 後期』真陽社、69-112頁
- 幸泉満夫2012「西日本在地系縄文土器の研究－刻目素文系土器の提唱とその実相解明－」『縄文時代』23、縄文時代文化研究会、43-69頁
- 幸泉満夫2014「津雲A式土器の型式学的研究」『古文化談叢』第71集、九州古文化研究会、1-48頁
- 小濱 学編1997『新徳寺遺跡』三重県埋蔵文化財センター
- 埼玉県教育委員会1998『埼玉県出土品取扱い基準』
- 作田耕一・多田 仁・成田 淳・伊藤嘉浩・白石将高編1999『井門I遺跡・井門II遺跡』愛媛県埋蔵文化財調査センター
- 笹川龍一1993「なつめの木貝塚の縄文土器」『香川考古』第2号、香川考古刊行会、39-51頁
- 佐藤 暁1981「橋詰遺跡」『日出町誌 史料編』日出町役場、25-31頁
- 佐野賢治1990「博物館は現代の“クラ”か」『博物館資料調査報告書2 民俗資料編2集』国立歴史民俗博物館、297-314頁
- 佐野耕市1997「荒川遺跡」『年報』Vol.8、徳島県埋蔵文化財センター、17-19頁
- 佐原 眞1995「原始・古代の考古資料」『岩波講座日本通史』第37巻3、岩波書店、131-174頁
- 佐原 眞1996『食の考古学』東京大学出版会、151頁
- 澤村泰彦2007「特別展「里に降りた星たち」と「星まつりを調べる会」」『博物館の仕事』岩田書院、85-102頁
- 産経新聞電子版2011『文化財は“邪魔者”？ 保護か開発か、揺れる被災地』（2011.9.18付）
- 椎名慎太郎1977『精鋭文化財保護法』新日本法規
- 品田高志2002「新潟県における縄文後期前葉期の土器群」『後期前半の再検討』縄文セミナーの会、173-202頁
- 篠宮 正編2009『東南遺跡』兵庫県教育委員会
- 柴田昌児編2011『上分西遺跡・上分西遺跡乗安地区』愛媛県埋蔵文化財調査センター
- 渋谷高秀・佐伯和也編2005『徳蔵地区遺跡』和歌山県埋蔵文化財センター
- 須賀博子1996「縄文土器における精製・粗製深鉢成立過程の地域差と共通性」『駿台史学』第97号、駿台史学会、1-53頁
- 杉山正司2007「地域博物館の視点」『博物館學紀要』第31輯、國學院大學、1-14頁
- 曾我貴行編1994『国見遺跡』高知県中村市教育委員会

- 十亀幸雄編2004『小松川藤木遺跡』愛媛県小松町教育委員会
鷹野光行2010『博物館学特講－博物館と考古学の接点を求めて－』慶友社
鷹野光行2013「博物館学のこれまで、そして今」『全博協研究紀要』第15号、全国大学博物館学講座協議会、1-10頁
- 田島龍太編1994『徳蔵谷遺跡』1、唐津市教育委員会
田島龍太編1995『徳蔵谷遺跡』2、唐津市教育委員会
谷口哲一編2011『田ノ浦遺跡Ⅱ』山口県埋蔵文化財センター
谷若倫郎2013「発掘調査は誰が行い、誰が費用を負担すべきか」『私の考古学』丹羽佑一先生退任記念事業会、339-352頁
- 千葉 豊1989「緑帯文系土器群の成立と展開－西日本縄文後期土器の地域相－」『史林』第72巻6号、京都大学文学部内史学研究会、102-146頁
千葉 豊1990「縄文土器」『小森岡遺跡』竹野町教育委員会、68-83頁
千葉 豊2008「緑帯文土器」『総覧縄文土器』アム・プロモーション、642-649頁
千葉 豊編2010『西日本の縄文土器 後期』真陽社
千葉 豊・曾根 茂2013「緑帯文土器の成立」『縄文時代』24、縄文時代文化研究会、59-84頁
- 塚本 学1991「文化財概念の変遷と史料」『研究報告』第35集、国立歴史民俗博物館、273-295頁
- 出原恵三1992「松ノ木式土器の提唱とその意義」『松ノ木遺跡』Ⅰ、高知県本山町教育委員会、83-89頁
- 土井義夫・黒尾和久1997「考古資料をめぐる－地域史研究の立場から－」『地方史・研究と方法の最前線』雄山閣、1-28頁
- 徳島県埋蔵文化財センター 1997『埋蔵文化財調査の手引き』
徳島考古学研究グループ1972『東禅寺縄文遺跡発掘調査の概要』徳島県鴨島町教育委員会
- 長崎県教育委員会2008『出土品取扱要綱』
- 中島金太郎2012「考古史料と博物館資料」『人文系博物館資料論』雄山閣、25-31頁
中野知幸2004「地域博物館の考察」『博物館学紀要』第28輯、國學院大學、157-178頁
中野知幸2011「地域博物館」・「地域博物館論」『全日本博物館学会編 博物館学事典』雄山閣、219-220頁
中野知幸・眞田芳彰2012「地域文化資源の種類」『人文系博物館資料論』雄山閣、217-238頁
- 中野良一編1994『四国縦貫自動車道埋蔵文化財発掘調査報告書Ⅵ－鶴来が元遺跡 一』愛媛県埋蔵文化財調査センター
中野良一・重松真依編2013『辻堂遺跡』愛媛県埋蔵文化財センター
新潟県教育委員会1998『出土品の取扱い基準』
新潟県埋蔵文化財調査事業団2002『埋蔵文化財整理・報告書作成の手引』
日本考古学協会編2005『第3次埋蔵文化財白書』

博物館資料学の新たな可能性

- 西尾幸則1989「道後城北RNB遺跡」『松山市埋蔵文化財調査年報』Ⅱ、松山市埋蔵文化財センター、29-30頁
- 布谷知夫2013「博物館の社会的役割を意識的に考えよう」『博物館研究』第48巻第1号、日本博物館協会、5-8頁
- 橋本貴登2000「矢田八反坪・大出口遺跡」『一般国道196号今治北道路埋蔵文化財調査報告書』愛媛県埋蔵文化財調査センター、133-172頁
- 橋本久和編1995『芥川遺跡発掘調査報告書』高槻市教育委員会
- 長谷川賢二・鎌田磨人1998「総合博物館・地域博物館としての徳島県立博物館の方向性」『研究報告』第8号、徳島県立博物館、1-24頁
- 浜口哲一1986「博物館の調査活動における市民参加」『年報』第9号、平塚市博物館、77-80頁
- 浜口哲一2000『放課後博物館へようこそ－地域と市民を結ぶ博物館－』地人書房
- 平塚市博物館1996『博物館のできるまで－開館20周年記念展－』
- 平塚市博物館1997「平塚市博物館開館20周年記念シンポジウム すべての町に博物館資料学を－高まる地域博物館への期待－」『年報』第20号、1-57頁
- 平塚市博物館2005『わた博－平塚市博物館30周年記念誌－』
- 平塚市博物館2014『年報』No.37
- 藤川智之編2003『矢野遺跡Ⅱ』徳島県教育委員会・財団法人徳島県埋蔵文化財センター
- 藤野次史2012「開発に伴う発掘調査と民間調査組織利用の現状」『芸備』第40集、芸備友の会、23-50頁
- 文化審議会文化財分科会企画調査会2001『文化財の保存・活用の新たな展開－文化遺産を未来へ生かすために－』文化庁
- 文化審議会文化財分科会企画調査会2007『文化審議会文化財分科会企画調査会報告書』文化庁
- 文化庁2004『史跡等整備のてびき－保存と活用のために－』
- 文化庁次長通知1997『出土品取り扱いについて（庁保記第182号）』文化庁
- 文化庁長官裁定1997『出土品の取扱いに関する指針』文化庁
- 文化庁長官決定2013『地域の特性を活かした史跡等総合活用支援推進事業費国庫補助要項』文化庁
- 文化庁文化財部記念物課編2013『埋蔵文化財関係統計資料』
- 堀 真人編2007『弘川佃遺跡・弘川宮ノ下遺跡』滋賀県教育委員会・滋賀県文化財保護協会
- 埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会編1995『埋蔵文化財保護体制の整備充実について』文化庁
- 埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会編1997『出土品の取り扱いについて（報告）』文化庁
- 埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会編2001『都道府県における地方分権への対応及び埋蔵文化財保護体制等についての調査結果について』文化庁

- 埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会編2003『出土品の保管について』文化庁
- 埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会編2007『埋蔵文化財の保存と活用－地域づくり・ひとづくりを目指す埋蔵文化財保護行政－』文化庁
- 埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会編2008『今後の埋蔵文化財保護体制のあり方について』文化庁
- 前田光雄1994「宿毛式、その特質」『研究紀要』創刊号、高知県文化財団埋蔵文化財センター、23-79頁
- 前田光雄編2000『松ノ木遺跡』Ⅴ、本山町教育委員会
- 三重県埋蔵文化財センター 2002『埋蔵文化財の発掘調査及び整理作業に関する基本マニュアル』
- 水ノ江和同1993「九州の緑帯文土器」『古文化談叢』30（上）、九州古文化研究会、323-366頁
- 宮本一夫編1994『江口貝塚Ⅱ』愛媛大学法文学部考古学研究室
- 望月一樹2007「地域博物館とは何だろう」『博物館の仕事』岩田書院、103-116頁
- 矢野和彦2012「史跡の保存とマネジメントについて」『月報』№525、文化庁、3-8頁
- 矢野健一 1994「緑帯文土器の器種組成」『第5回 中・四国縄文研究会発表要旨』中・四国縄文研究会、追加資料1頁
- 山崎真治2003「緑帯文土器の編年の研究」『紀要』第18号、東京大学大学院人文社会系研究科・文学部考古学研究室、35-109頁
- 山下晋司2007「文化という資源」『資源人類学01 資源と人間』弘文堂、47-69頁
- 山梨県教育委員会2000『山梨県教育委員会出土品取扱要項』
- 山本一朗・小野忠熙1971「遺物」『神田遺跡第1次発掘調査概報』山口県教育委員会、12-26頁
- 米原公子1987「縄文時代の調査」『森藤第1・森藤第2遺跡発掘調査報告書』東伯町教育委員会、4-50頁
- 渡部明夫1994「観音寺市なつめの木貝塚出土の縄文時代後期土器（なつめの木式）について」『研究紀要Ⅱ』香川県埋蔵文化財調査センター、1-28頁

挿図表典拠

第1図・第2図1～16；大北編2005、17～28；中野編1994、第3～5図；筆者作成。
第1表；文化庁長官1997・文化庁次長1997より再編、第2表；各都道府県基準をもとに筆者作成、第3～6表；筆者作成。